

わたしたちの 県議会

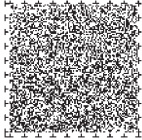
県議会へ
ようこそ



福島県議会

※このパンフレットは、音声コードUni-Voiceを導入しています。

県議会とは



私たちの住んでいる福島県を、豊かで明るく住みよい地域社会にするためには、県民がみんなでお話し合い県の政治を行っていくのが理想です。

しかし、私たち県民全員が1か所に集まって話し合うことはできません。そこで、選挙により代表者を選び、私たち県民に代わって話し合ってもらいます。

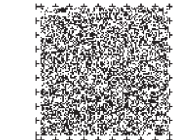
この県民の代表者を**県議会議員**といい、議員の集まりが**県議会**です。

福島県議会は明治11年6月に、全国に先がけて議会が開かれた歴史を持っています。

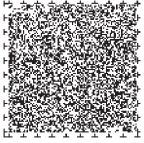
県議会は県の予算や仕事について審議し、県政の方針を決めます。

知事(教育委員会、公安委員会など含む。)は、県議会で決められた方針にしたがって、県の仕事を進めていきます。

このため、県の意思を決定する議会を **議決機関**、この意思に基づいて仕事をする知事を **執行機関** と呼んでいます。



音声コードUni-Voiceで
内容を聞くことができます。



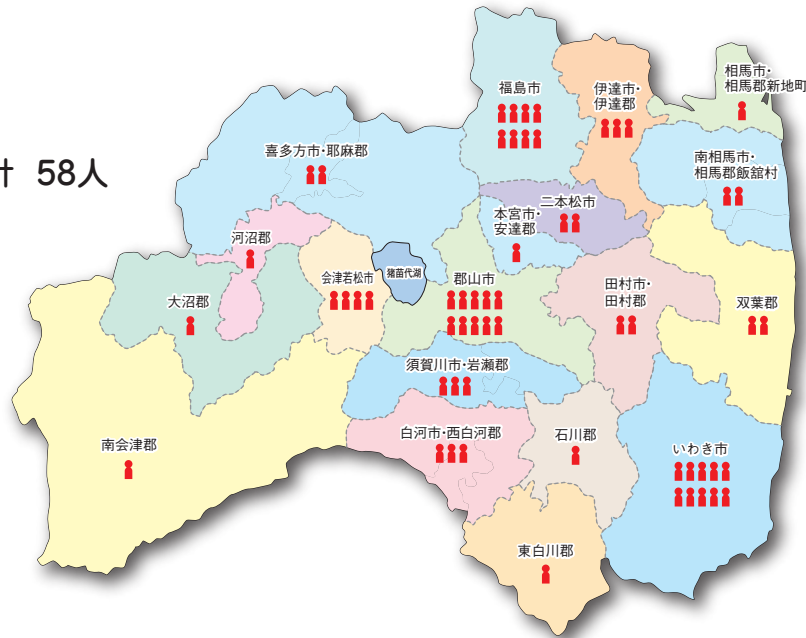
県議会の議員

県議会議員の定数は、地方自治法により、県が条例で定めるとされており、本県は58人と定めています。

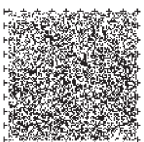
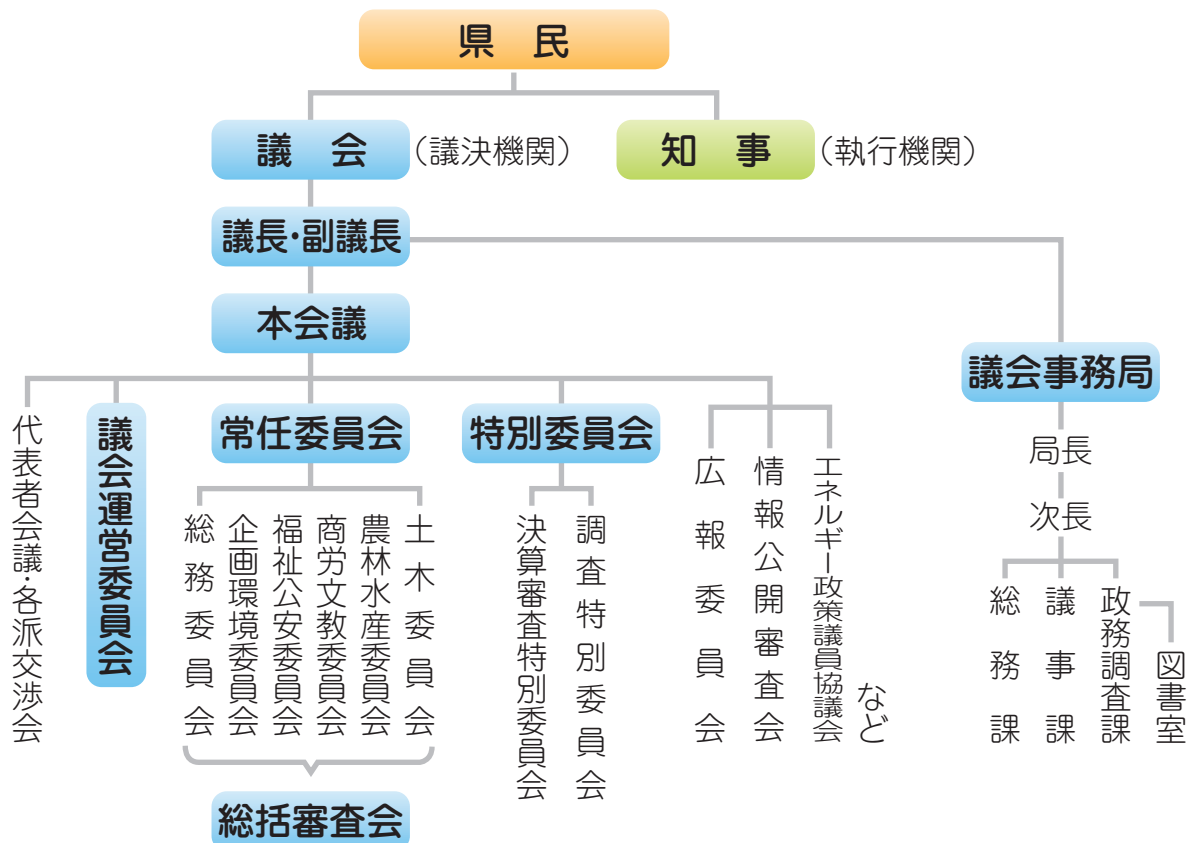
議員は、県内19の選挙区から選出され、任期は4年です。選挙区ごとの定数は、次のとおりです。

= 1人

合計 58人



県議会のしくみ



県議会のしごと

県議会には、法律によっていろいろな権限が与えられています。その主なものは、次のとおりです。

議決権

(1) 立法に関する議決権

県条例の制定、改正、廃止などを決めます。

(2) 財政に関する議決権

県の予算を決めたり、決算を認定したりします。

(3) その他の議決権

一定金額以上の工事請負契約を結ぶことや、市町村の合併などを決めます。

選挙権

議長、副議長、選挙管理委員会委員を選びます。

同意権

副知事、教育委員会委員、人事委員会委員、公安委員会委員、監査委員などを知事が選任または任命する場合には、議会の同意が必要です。

調査権・検査権

県の仕事が議会の議決したとおりに行われているかどうか、事務の内容を調査（検査）したり、必要によっては関係する人を呼んで調べたり、意見を聞いたりすることができます。

意見書提出権

県民の幸福や利益のために、政府・国会に対して意見書を提出することができます。

請願受理審査権

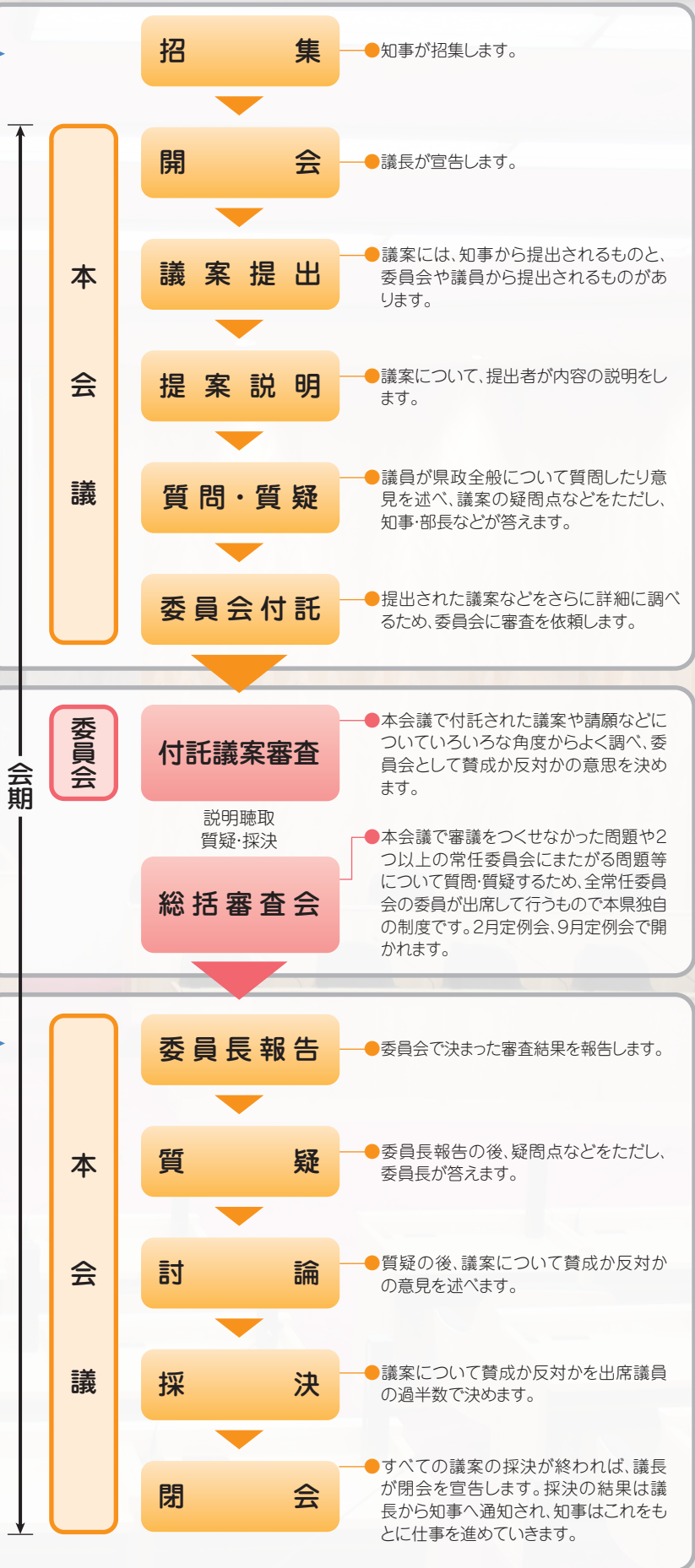
県民から提出された請願をよく審査し、採択、不採択を決め、採択したものは知事や執行機関に送付してその実行を求め、県政に反映させます。

議会運営委員会

開会から閉会まで

議会運営委員会

議案を審議する日程などを決めます。



● 質問・質疑

「質問」とは、県政一般に関して執行機関が今までどう行ってきたか、また、現在はどうか、そして将来はどうするかなどをただす発言をいいます。

「質疑」とは、知事または議員から提出された議案に対して、疑問や不明確な点をただす発言をいいます。

※「代表質問」は会派を代表して行い、「一般質問」は議員個人の立場で行います。

● 討論

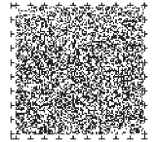
議員は、議案などの採決の前に、賛成か反対かの意見を表明することができます。これを討論といいます。

● 採決

議案などの審議が十分に尽くされると、議長は、出席議員に対して賛成か反対かを問い、可否を決めます。

議会運営委員会

議案の採決の方法や順序などを決めます。



◆ 定例会と臨時会

県議会は、2月、6月、9月、12月の年4回、定期的に開かれる定例会と、必要があるときに開かれる臨時会があります。

議会の招集は知事が行い、会期や議会の運営方法などは、議会が決めます。

◆ 本会議

定例会及び臨時会において、議員定数の半数以上の議員が議場に出席して開かれる会議をいいます。この会議で、代表質問、一般質問、委員会の審査報告、議案の採決などを行い、議会の最終的な意思が決定されます。

◆ 議長と副議長

議長、副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、会議の運営、議会の秩序保持などに当たり、対外的には議会を代表します。

副議長は、議長に事故があるときや議長が欠けたときに、議長の職務を行います。

◆ 委員会

県の仕事は、非常に幅広く複雑になっており、これを専門的に効率よく審査、調査するために、常任委員会が設けられています。

また、特に重要な事項があるときは、特別委員会が設けられます。

各委員会は、議会の閉会中も必要に応じて開かれ、重要案件の審査、調査を行い、県民の声を県政に反映させるための活動を続けています。

◆ 議会運営委員会

議会の運営に関する事項等について審査・調査を行い、各会派相互の連絡調整を図ります。

◆ 代表者会議・各派交渉会

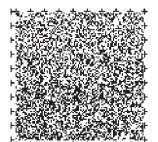
議会の組織、権能等に関する事項について、各会派の意見の調整を行います。

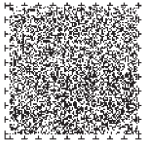
◆ 情報公開審査会

情報公開請求に係る決定に対し、不服申立てがあったときに調査を行います。

◆ エネルギー政策議員協議会

エネルギー行政について協議するとともに、エネルギー問題に関する情報提供、エネルギー政策への理解促進を図ります。





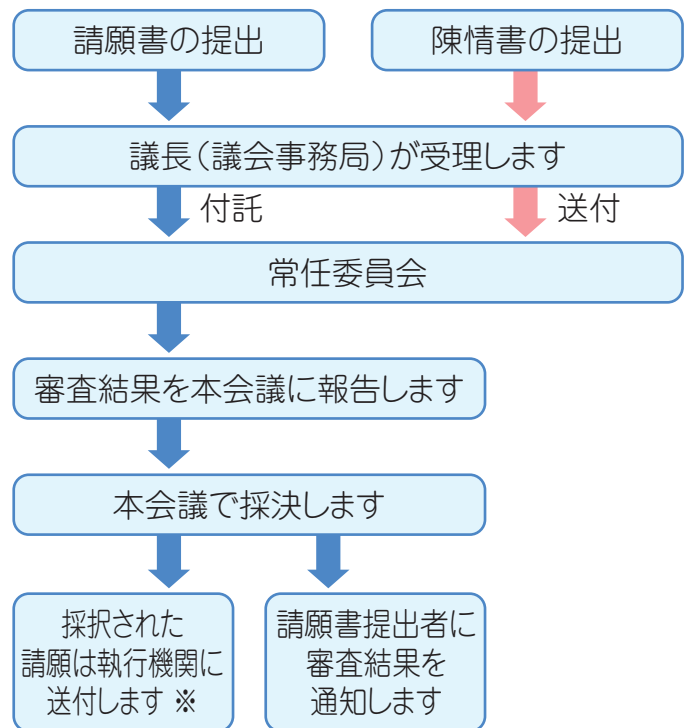
請 願 と 陳 情

請願・陳情は、議会に県民の意思を反映することができる大切な制度です。

県の仕事について意見や要望があるときは、だれでも請願や陳情を県議会に提出することができます。

請願書を提出するには、県議会議員1名以上の紹介が必要です。陳情書は、紹介議員は要りません。

請願・陳情の順序



※国への意見書提出を求める請願が採択された場合 国(関係大臣等)に送付します。

請願書・陳情書の例

請願書(陳情書)

■■■■年〇〇月〇〇日

福島県議会議長 氏 名 あて

請願者(陳情者) 住所
氏名 印(署名の場合は押印不要)
(紹介議員 氏名 印(署名の場合は押印不要))

〇〇〇〇を求めることについて
〔意見書の提出を求める請願(陳情)の場合〕
〔〇〇〇〇を求める意見書の提出について〕

(請願(陳情)の趣旨) ※願意、理由等

※詳しくは議会事務局にお問い合わせください。

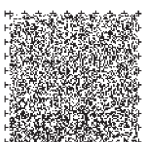
県議会の傍聴

県議会の本会議は公開されており、どなたでも傍聴することができます。傍聴席は、130席(他に車椅子用のスペースがあります)で先着順です。傍聴される方は、本会議の当日、本庁舎1階東玄関の受付で傍聴券を受け取り入場してください(本会議は通常午後1時に開かれ、その30分前から入場できます)。

傍聴席では、傍聴規則を守って、静かに傍聴してください。

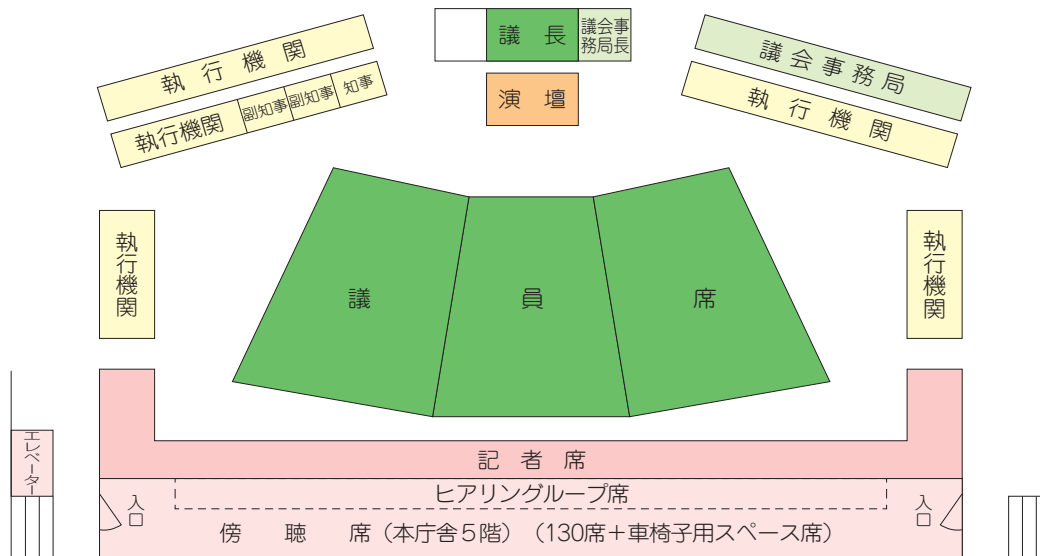
なお、手話通訳を希望される方は、事前に傍聴予定日をお申し出ください。補聴器の音を増幅する傍聴席(ヒアリンググループ席)もありますので、希望される方は係員にお申し出ください。傍聴時託児サービスを利用したい方は事前にご連絡ください。

また、常任委員会等についても傍聴することができます(席数に限りがあります)ので、詳しくは議会事務局にお問い合わせください。



本会議場図

本会議場：本庁舎4階
傍聴席：本庁舎5階



県議会の広報

○新聞広報

定例会終了後、定例会での主な質問、議会の動き、委員会の活動状況等についてまとめた「県議会ふくしま」を福島民報、福島民友に掲載しています。

○ラジオ広報

定例会の開会日及び代表質問日の本会議をラジオ福島で放送しています。

○テレビ広報

定例会終了後に定例会の概要等を伝える番組を放送しています。

○インターネット広報

「福島県議会ホームページ」により議会の情報をお知らせしています。
[アドレス] <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/gikai/>
[メールアドレス] gikaikoho@pref.fukushima.lg.jp

○福島県議会フェイスブック

議会の動きやトピックスなどをお知らせしています。
[ページ名] 福島県議会@fukushimakengikai
[アドレス] <https://www.facebook.com/fukushimakengikai>

○ユーチューブ(YouTube)福島県議会公式チャンネル

定例会の実況(ライブ)中継のほか録画動画とテレビ広報番組の動画がご覧いただけます。
[アドレス]
<https://www.youtube.com/channel/UCSfabvdAekyHNxIbv67Y3sg>

○福島県議会X

県議会の議事日程を中心にお知らせしています。
[公式アカウント名] 福島県議会@fukushimapgikai
[アドレス] <https://x.com/fukushimapgikai>

<お問い合わせ>

福島県議会事務局 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 電話(024)521-7575